

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	オムロン株式会社			コード	6645
提出日	2020/5/29	異動（予定）日	2020/6/23		
		・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため ・2019/5/31提出分の該当状況についての説明および選任の理由等について記載事項の一部修正のため			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	小林 栄三	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
2	上釜 健宏	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
3	小林 いずみ	社外取締役	○													○	新任	有
4	内山 英世	社外監査役	○										△				訂正・変更	有
5	國廣 正	社外監査役	○													○	訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	小林栄三氏は、伊藤忠商事株式会社の名誉理事であり、当社グループと当社グループとの間には製品の販売等の取引関係がありますが、2019年度における取引額の割合は、当社グループおよび当社グループの連結売上高の1%未満であり、同氏の独立性に問題はありません。	<社外取締役として選任している理由> ・小林栄三氏は、グローバルに事業を展開する企業の経営に携わり、積極的かつ幅広い事業展開の経験と経営に関する高い見識を有しており、社外取締役として経営を適切に監督いただいています。また、経営の専門家としての経験・見識をもとに、人事諮問委員会、社長指名諮問委員会、コーポレート・ガバナンス委員会の委員長および報酬諮問委員会の委員として、当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただいています。 これらのことから、当社の持続的な企業価値の向上に向けて経営の監督を行っていただくため、社外取締役として選任しています。 <独立役員に指定した理由> ・当社が独自に定める「社外役員の独立性要件」を満たしており、独立役員として一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ております。 <独立役員の指定プロセス> ・当社は、コーポレート・ガバナンス委員会において「社外役員の独立性要件」を策定しております。 ・この独立性要件を基準に選任し、社外取締役を委員長とする人事諮問委員会への諮問・答申を経て、取締役会で決議しています。
2	上釜健宏氏は、TDK株式会社のミッションエグゼクティブであり、当社グループと当社グループの間には製品の販売等の取引関係がありますが、2019年度における取引額の割合は、当社グループおよび当社グループの連結売上高の1%未満であり、同氏の独立性に問題はありません。	<社外取締役として選任している理由> ・上釜健宏氏は、グローバルに事業を展開する企業のトップとして経営に携わり、豊富な経営実績と高い見識を有しており、社外取締役として経営を適切に監督いただいています。また、経営の専門家としての経験・見識をもとに、人事諮問委員会、社長指名諮問委員会、報酬諮問委員会、コーポレート・ガバナンス委員会の委員として、当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただいています。 これらのことから、当社の持続的な企業価値の向上に向けて経営の監督を行っていただくため、社外取締役として選任しています。 <独立役員に指定した理由> ・当社が独自に定める「社外役員の独立性要件」を満たしており、独立役員として一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ております。 <独立役員の指定プロセス> ・当社は、コーポレート・ガバナンス委員会において「社外役員の独立性要件」を策定しております。 ・この独立性要件を基準に選任し、社外取締役を委員長とする人事諮問委員会への諮問・答申を経て、取締役会で決議しています。

3		<社外取締役として選任している理由> ・小林いずみ氏は、民間金融機関および国際開発金融機関の代表として培われた豊富な経験と国際的な見識を有するとともに、コーポレート・ガバナンスにも精通しており、経営に関する高い見識を有しています。 これらのことから、当社の持続的な企業価値の向上に向けて経営の監督を行っていただくため、社外取締役として選任しています。 <独立役員に指定した理由> ・当社が独自に定める「社外役員の独立性要件」を満たしており、独立役員として一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ております。 <独立役員の指定プロセス> ・当社は、コーポレート・ガバナンス委員会において「社外役員の独立性要件」を策定しております。 ・この独立性要件を基準に選任し、社外取締役を委員長とする人事諮問委員会への諮問・答申を経て、取締役会で決議しています。
4	内山英世氏は、KPMGジャパンCEOを務めていましたが、2015年6月に退任しております。当社グループとKPMGの間には、業務委託契約等の取引関係がありますが、2019年度における取引額の割合は、当社グループの連結売上高およびKPMGの総収入のそれぞれ1%未満（KPMGアジア太平洋地域の総収入においても1%未満）であり、同氏の独立性に問題はありません。	<社外監査役として選任している理由> ・内山英世氏は、公認会計士として監査法人での長年の勤務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているとともに、監査法人のトップおよびグローバル・コンサルティングファームの経営者としての豊富な経験と高い見識を有しています。社外監査役として、取締役会その他重要な会議へ出席し、適法性監査・妥当性監査の観点から積極的に発言し、取締役の職務執行を監査する役割を適切に果たしています。また、コーポレート・ガバナンス委員会の委員として、当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただいています。 これらの実績と豊富な経験に基づき、監査役に適切な人材と判断し、社外監査役として選任しています。 <独立役員に指定した理由> ・当社が独自に定める「社外役員の独立性要件」を満たしており、独立役員として一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ております。 <独立役員の指定プロセス> ・当社は、コーポレート・ガバナンス委員会において「社外役員の独立性要件」を策定しております。 ・この独立性要件を基準に、独立役員として届け出ております。
5		<社外監査役として選任している理由> ・國廣正氏は、弁護士であり、特に企業のリスク管理体制構築（コンプライアンス、コーポレート・ガバナンス、内部統制）を専門分野としています。また、企業の危機管理（クライシス・マネジメント）にも精通しており、内閣府および消費者庁の顧問などの要職を歴任しています。社外監査役として、取締役会その他重要な会議へ出席し、適法性監査・妥当性監査の観点から積極的に発言し、取締役の職務執行を監査する役割を適切に果たしています。また、コーポレート・ガバナンス委員会の委員として、当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただいています。 これらの実績と豊富な経験に基づき、監査役に適切な人材と判断し、社外監査役として選任しています。 <独立役員に指定した理由> ・当社が独自に定める「社外役員の独立性要件」を満たしており、独立役員として一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ております。 <独立役員の指定プロセス> ・当社は、コーポレート・ガバナンス委員会において「社外役員の独立性要件」を策定しております。 ・この独立性要件を基準に、独立役員として届け出ております。

4. 補足説明

- ・当社は、会社法上の要件に加え独自の『社外役員の独立性要件』（注）を策定し、この独立性要件を基準に社外役員を選任しているため、社外役員の独立性は十分に保たれていると判断し、社外役員全員を独立役員として届出をしております。
- ・『社外役員の独立性要件』の決定にあたっては、社外役員で構成するコーポレート・ガバナンス委員会に諮問し、社外役員の独立性の判断基準として問題ないことを確認し、取締役会において決議しています。
- ・なお、2014年12月に『社外役員の独立性要件』について内容を精査し、全体構成の変更や各項目の表現変更等を行っております。

（注）『社外役員の独立性要件』（2014年12月25日改定）

社外役員候補者本人及び本人が帰属する企業・団体とオムロングループとの間に、下記の独立性要件を設ける。なお、社外役員は、下記に定める独立性要件を就任後も維持し、主要な役職に就任した場合は、本独立性要件に基づき、人事諮問委員会において独立性について検証する

1. 現在オムロングループ（注）の取締役（社外取締役を除く）・監査役（社外監査役を除く）・執行役員または使用人でなく、過去においてもオムロングループの取締役（社外取締役を除く）・監査役（社外監査役を除く）・執行役員または使用人であったことがないこと
2. 過去5年間のいずれかの事業年度において、オムロングループの大株主（*）もしくはオムロングループが大株主の取締役・監査役・執行役員または使用人であったことはないこと
（*）大株主とは、総議決権の10%以上の株式を保有する企業等をいう
3. オムロングループの主要な取引先企業（*）の取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと
（*）主要な取引先とは、直前事業年度および過去3事業年度におけるオムロングループとの取引の支払額または受取額が、オムロングループまたは取引先（その親会社および重要な子会社を含む）の連結売上高の2%以上を占めている企業をいう
4. オムロングループから多額の寄付（*）を受けている法人・団体等の理事その他の取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと
（*）多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円または寄付先の連結売上高もしくは総収入の2%のいずれか大きい額を超えることをいう
5. オムロングループとの間で、取締役・監査役または執行役員を相互に派遣していないこと
6. 過去5年間のいずれかの事業年度において、オムロングループの会計監査人の代表社員、社員、パートナーまたは従業員であったことがないこと
7. オムロングループから役員報酬以外に、多額の金銭（*）その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等でないこと
（*）多額の金銭とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の連結売上高の2%以上を超えることをいう
8. 以下に該当する者の配偶者、2親等内の親族、同居の親族または生計を一にする者ではないこと
（1）オムロングループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人（*）
（2）過去5年間のいずれかの事業年度において、オムロングループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人であった者
（3）上記2. から7. で就任を制限している対象者
（*）重要な使用人とは、事業本部長職以上の使用人をいう
9. その他、社外役員としての職務を遂行する上で独立性に疑いがないこと

注：オムロングループとは、オムロン株式会社およびオムロン株式会社の子会社とする。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。